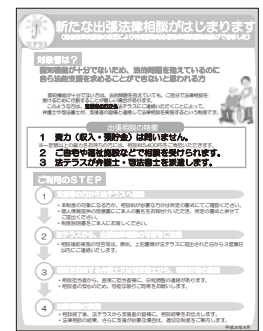


改正総合法律支援法で期待される司法と福祉の連携
— 法テラス神奈川地方協議会開催

日本司法支援センター神奈川地方事務所「法テラス神奈川」(以下、法テラス)は、総合法律支援法の規定に基づいて設置された法務省所管の法人で、本県の身近な司法の道案内役を担っています。経済的に余裕の無い方への無料出張法律相談や弁護士費用等を立て替える民事法律扶助(資力等要件あり)、電話等による犯罪被害者とその家族への相談支援や法律制度・相談窓口の情報提供等を行っています。

要請を受理した法テラスは、援助の可否を判断し、関係団体と連携しながら弁護士や司法書士を出張相談に派遣したり、法律相談の結果によっては他の適切な制度を案内します。

法テラスでは、1月24日に施行された改正総合法律支援法に基づき、新たな2つの法律相談制度を開始しましたので紹介します。



新たな出張法律相談がはじまります
対象者は?
1 資力(収入、貯蓄等)は問いません。
2 ご自宅や福祉施設などで相談受けられます。
3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

ご利用のSTEP
1 相談申し込み
2 出張相談
3 費用の立て替え
4 相談終了

特定援助対象者法律相談援助制度の案内
<http://www.houterasu.or.jp/cont/100861118.pdf>

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているにも関わらず自ら法的支援を求めることができないと思われる方(特定援助対象者)を対象に、地方自治体のほか、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の福祉関係者(特定援助機関)が法テラスへ相談要請を行う場合に活用される法律相談です。

特定援助対象者法律相談援助制度

現に受けている、もしくはその疑いがあると思われる方を対象とする法律相談です。

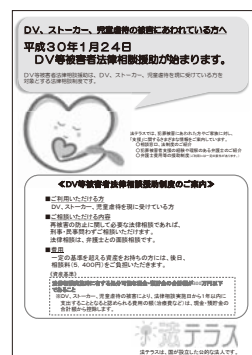
DV等被害者法律相談援助制度

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている、もしくはその疑いがあると思われる方を対象とする法律相談です。

相談は本人からの法テラスへの問合せ(代理不可)に基づき開始され、再被害を防止するために、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、必要に応じて他の制度の案内が行われます。弁護士費用等の援助制度もあります。

ただし、児童虐待は児童虐待防止法の規定に基づき、18歳以上の方は

対象外となる等の要件があります。



DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ
平成30年1月24日
DV等被害者法律相談援助が始められます。

＜DV等被害者法律相談援助制度のご案内＞
■ 対象となる方
■ 相談の申し込み
■ 出張相談
■ 費用の立て替え

DV等被害者法律相談援助の案内
http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/page00_00229.html

去る12月1日、新たな法律相談の事前周知や、関係機関・団体等との連携構築を図ることを目的に、法テラスが主催する「平成29年度地方協議会」が横浜市内で開催されました。

協議会には行政、司法、福祉関係者等110名が参加。「自身の問題に気付いていない人の手続きは認められるのか」「利用に伴って必要となる本人の同意書は、正しい理解が難しい方もいるのでは。伝える情報も多い」など、参加者からは日々の利用者の支援に即応した質問が多数寄せられました。

法テラス副所長の佐藤昌



参加者からは質問の機会を求めて次々に手が挙がった

樹さんは、制度の運用は国の動向を注視しつつ、相談を実施しながら細部を整理していく考えを示し、「誰でも、どこでも制度が利用できることが大前提。できるだけ使いたやすく、柔軟な解釈を行っていく。そのためには、福祉関係者の皆さんと連携を深めていきたい」と参加者に呼び掛けました。

新たに開始した法律相談制度では、これまで法的な援助を求めることが難しかった方を司法に結び付ける福祉関係者の役割が明確にされました。多くの方が平等に法律相談制度を利用できるよう、司法と福祉の関係者が連携をより一層深め合いながら、身近で柔軟な仕組みを共に作り上げていくことが期待されます。

(企画調整・情報提供担当)

各種の法律相談制度は資力を問わず利用できますが、一定の資力のある方は相談料(5400円)が自己負担となります。

法律相談に関するご質問、ご相談等は法テラス神奈川までお問合せください

050-33383-5360

福祉のうごき

平成29年12月26日～平成30年1月25日

Movement of welfare

●県憲章 県民8割「知らない」

県が実施した「県民ニーズ調査」で、障害者支援施設「津久井やまゆり園」での事件を受けて県と県議会が2016年にまとめた「ともに生きる社会かながわ憲章」を「知らない」と答えた人は、回答者の8割を超えた。調査は県内在住で住民基本台帳から無作為に抽出した3千人を対象に実施した。

●大和市が特別支援教育対応の総合施設を開設

大和市は15日、障害のある児童・生徒の特別支援教育について、子どもの支援に加えて保護者の相談、教職員の研修などを総合的に進めるセンターを2019年春に開設すると発表した。子どもたちを受け入れつつ、各学校での特別支援教育を専門家たちが支える県内初の取り組み。

●高齢社会対策大綱案公表

政府が17日に示した新たな高齢社会対策大綱案に、公的年金の70歳超での受給開始を選べるよう制度改正の検討が盛り込まれたほか、介護職員数は2015年度183万1千人だったのを2020年度以降231万人に増やす目標を掲げると共に介護離職ゼロを目指す方針も掲げられた。

●成年後見「欠格事項」削除へ

知的障害や認知症などで成年後見制度を利用した人が公務員などの資格を失う「欠格事項」を見直す法案の概要が18日判明。国家公務員法など関係する約180の法律から一斉に削除され、不当な差別を解消する。成立すれば200以上の資格や免許に影響するとみられる。

福祉を強みに一段上の「おいっす」を目指して

Food Presentation開催

1月19日、3丁目カフェ(横浜市青葉区)を会場に、(特非)よこはま地域福祉研究センター主催「審査員になろう! Food Presentation」が開催されました。

これは障害福祉事業所(以下、事業所)の職員から商品のプレゼンテーションを聞き、試食し、参加者が審査し、結果を共有。参加者は事業所の取り組みを知り、事業所は参加者の率直な意見・評価を得る機会となりました。当日は事



県内5カ所の事業所による試食品。参加事業所は「はたらき本舗」「かつら工房」「森の庭」「えだ福祉ホーム」(以上、横浜市内)、「mai!えるしい」(逗子市)

業所関係者、行政職員、企業の障害者雇用担当者、ソーシャルビジネス関係者などが参加し、商品を通し交流を深めました。ゲスト審査員は、料理研究家の高橋典子さん、福祉とのコラボによる地域ブランド「futaola」をプロデュースする磯

村歩さん。厳しいスイーツ業界を生き抜くヒントとして、高橋さんは「食材、ユーズ、地域に対する誠実さを対面販売でアピールできることや、営業ありきではない魅力を生かされたい」とコメント。磯村さんからは「一般の洋菓子店ではできない、複数事業所による販路開拓や情報交換、地元企業とのコラボレーションなど『福祉』だからできることを見出し、実践されたい」と提案がありました。こうしたイベントを通し、各事業所のより良い商品開発と共に、県民の事業所の取り組みへの関心の高まりに、期待が寄せられます。

(企画調整・情報提供担当)

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

● 印刷の事ならおまかせください

お気軽に相談ください!

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp